

2020年3月19日

名古屋市長
河村 たかし 様

愛知県社会保障推進協議会

議長 森谷 光夫
(名古屋市熱田区浜下町9-7
電話 052-889-6921)

新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請に伴う 事業所への休業補償等を求める要請書

日頃からの貴職のご尽力に敬意を表します。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への尽力にも合わせて敬意を表するところです。

2020年3月6日に、通所介護事業所、認知対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所に対し、休業の要請が行われました。期間は3月7~20日(休業開始から14日間)とされています。

事業を縮小する場合には、雇用調整助成金制度が活用できる旨の案内がありますが、これは休業手当の一部を助成するのみで、休業による経済的損失を賄えるものではありません。

度重なる介護報酬の削減により、倒産も相次ぐ中、今回の休業で大きな損失となれば、介護を担う事業所が相次いで廃業ということも考えられます。実際休業していない事業所では、利用者をケア出来ない家庭の要望に応えるため、これまで以上に感染予防に力を割いています。また、経済的な理由で介護事業を休業しないとなれば、目的としている新型コロナウイルスの感染予防という目的も果たすことが出来ません。

そこで、新型コロナウイルスの休業に関し緊急の申し入れを行います。貴職の英断をお願い致します。

記

- 1 今回の要請を受け休業した事業所へ、ケアプランで予定されていた介護報酬と実績の差額の補填をしてください。
- 2 新型コロナウイルス感染予防のため、利用見合わせ、自粛休業した事業所へも1.と同様の補填をしてください。
- 3 自治体の責任で利用者に必要な介護・福祉の質・量を確保するとともに、代替サービス等での利用に関し、事業所・利用者への負担の転嫁を行わないでください。
- 4 休業対応した事業所における労働者賃金を名古屋市として全額補償してください。
また、雇用調整助成金の水準を賃金の10割補償とするよう国に要求してください。
- 5 医療機関と共に、介護事業所においても、マスクや消毒液、衛生手袋などの備蓄が枯渇して来ています。医療機関と共に、優先供給を行ってください。

以上